

第 113 号 議 案

長崎県海域管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県海域管理条例の一部を改正する条例

長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（占用料等の徴収等） 第11条 略 2 略 3 納付された占用料等は、還付しない。ただし、<u>許可を受けた者がその目的を達することができなかった場合（占用料については、天災その他不可抗力による場合に限る。）</u>は、この限りでない。	（占用料等の徴収等） 第11条 略 2 略 3 納付された占用料等は、還付しない。ただし、<u>天災その他不可抗力により、許可を受けた者がその目的を達することができなかった場合は、この限りでない。</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県海域管理条例第11条第 3 項の規定は、施行日以後に行う土石の採取に対する許可に係る占用料等について適用し、同日前に行う土石の採取に対する許可に係る占用料等については、なお従前の例による。

(提案理由)

土石採取料について、許可を受けた土石採取数量を採取しなかった場合、その数量に相当する土石採取料を還付することができるよう所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。